

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年6月23日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

(1) 最三判平成22年6月1日 最高裁HP

平成21年(受)第17号 損害賠償請求, 民法260条2項の申立て事件(破棄自判)

売買契約の目的物である土地の土壤に、売買契約締結後に法令に基づく規制の対象となったふっ素が基準値を超えて含まれていたことが、民法570条にいう瑕疵に当たらないとされた事例。

(理由)

売買契約の当事者間において目的物がどのような品質・性能を有することが予定されていたかについては、売買契約締結当時の取引観念をしんしゃくして判断すべきところ、本件売買契約締結当時、取引観念上、ふっ素が土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されておらず、買主の担当者もそのような認識を有していなかったため、ふっ素が、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるなどの有害物質として、法令に基づく規制の対象となったのは、本件売買契約締結後であったというのである。そして、本件売買契約の当事者間において、本件土地が備えるべき属性として、その土壤に、ふっ素が含まれていないことや、本件売買契約締結時に有害性が認識されていたか否かにかかわらず、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある一切の物質が含まれていないことが、特に予定されていたとみるべき事情も明らかでない。そうすると、本件売買契約締結当時の取引観念上、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されていなかったふっ素について、本件売買契約の当事者間において、それが人の健康を損なう限度を超えて本件土地の土壤に含まれていないことが予定されていたものとみることができず、本件土地の土壤に溶出量基準値及び含有量基準値のいずれをも超えるふっ素が含まれていたとしても、そのことは、民法570条にいう瑕疵には当たらないというべきである。

(2) 最二判平成22年6月4日 最高裁HP

平成20年(受)第2114号 不当利得返還請求事件

更生会社であった貸金業者Yにおいて、Xが届出期間内に届しなかった更生債権である過払金返還請求権につきその責めを免れる旨主張することが信義則に反しないとされた事例。

(理由)

Yが、更生手続において、顧客に対し、過払金返還請求権につき更生債権の届出をしないと失権するなどの説明をしなかったからといって、そのことをもって、Yによる失権の主張が信義則に反するということはできない(最高裁平成21年(受)第319号同年12月4日第二小法廷判決・裁判集民事232号登載予定参照)。そして、平成12年6月2日の新聞紙上に掲載された「ライフカードは、これまで通りお使いいただけます。」という見出しの社告は、更生手続開始の申立てがされた後、更生手続開始の決定前にされたものであり、カード会員の脱会を防止して従前の営業を継続し、会社再建を阻害することなく進めることを目的として行われたものとみることができるのであって、その目的が不当であったとはいえない上、その内容も、顧客に対し更生債権の届出をしなくても失権することがないとの誤解を与えるようなものではなく、その届出を妨げるようなものであったと評価することもできない。そうであれば、上記社告が掲載された際に、Yにおいて、過払金返還請求権につき債権の届出をしないと失権するなどの説明をしなかったとしても、以上と別異に解する余地はない。

また、Yと同様にAをスポンサーとして進められたBの更生手続において、更生手続開始の決定前に発生した過払金返還請求権につき、更生債権としての届出を必要とせず、更生計画認可の決定による失権の効果は及ばないなどの取扱いがされたとしても、異なる事情の下で進められた上告人の更生手続において、これと同じ取扱いがされなければならないと解する根拠はなく、Yによる失権の主張が信義則に反することになるものでもない。

(3) 最一判平成22年6月17日 最高裁HP

平成21年(受)第1742号 損害賠償請求事件(棄却)

購入した新築建物に構造耐力上の安全性にかかわる重大な瑕疵があり、倒壊の具体的なおそれがあるなど建物自体が社会経済的価値を有しない場合、買主から工事施工者等に対する建て替え費用相当額の損害賠償請求においてその居住利益を損害額から控除することはできない。

(理由)

売買の目的物である新築建物に重大な瑕疵がありこれを建て替えざるを得ない場合において、当該瑕疵が構造耐力上の安全性にかかわるものであるため建物が倒壊する具体的なおそれがあるなど、社会通念上、建物自体が社会経済的価値を有しないと評価すべきものであるときには、上記建物の買主がこれに居住していたという利益については、当該買主からの工事施工者等に対する建て替え費用相当額の損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することはできないと解するのが相当である。本件建物には、構造耐力上の安全性にかかわる重大な瑕疵があるというのであるから、これが倒壊する具体的なおそれがあるというべきであって、社会通念上、本件建物は社会経済的価値を有しないと評価すべきものであることは明らかである。そうすると、買主らがこれまで本件建物に居住していたという利益については、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することはできない。

また、買主らが、社会経済的価値を有しない本件建物を建て替えることによって、当初

から瑕疵のない建物の引渡しを受けていた場合に比べて結果的に耐用年数の伸長した新築建物を取得することになったとしても、これを利益とみることはできず、そのことを理由に損益相殺ないし損益相殺的な調整をすべきものと解することはできない。

(4) 東京高判平成20年2月28日 判例タイムズ1286号156頁

平成19年(ホ)第5140号 条件付所有権移転登記手続等請求控訴事件(取消、自判・確定)

控訴人Xが、昭和57年2月に買い受けて条件付き所有権移転仮登記を経由していたものの本登記が未了であった農地につき、その後、売り主Aから根抵当権設定登記を受けていた被控訴人Yに対し、所有権移転仮登記の本登記手続をすることへの承諾を求めた事案において、本件では、Yと共に被告として提訴したC相続財産(死亡したAの相続人Bの死亡により成立)との関係では、原審(前橋地判平19・9・18)においてC相続財産が本件農地について農地法5条による所有権移転許可申請手続をすること、同許可があったとき、控訴人はC相続財産に対し金20万円を支払うこと、C相続財産は控訴人に対し、同金員の支払いを受けたとき、本件農地につき同許可の日の売買を原因として仮登記の所有権移転本登記手続をすることなどを内容とする裁判上の和解が成立したという事情があった。

本判決は、仮登記には順位保全効があり、これによりYを権利者とする根抵当権設定登記は抹消されるべき地位にあること、仮にYが時効援用権者であるとしても、債務者自身の時効援用権に影響を及ぼすものではなく、本件においてCが裁判上の和解により時効利益を放棄した以上、その結論に従って法律関係が処理され、Xの権利が実現されるべきであるとして、Yの消滅時効援用権を否定し、XのYに対する承諾請求を認容した。

(5) 東京高決平成21年9月25日 金法1897号97頁

平成21年(ラ)第1367号 売却許可決定取消申立棄却決定に対する執行抗告事件

競売の対象となった建物内においてその所有者が死亡していたこと等を理由とする売却許可決定取消しの申立てが、同事実については評価書に記載があることを理由に認められなかった事例。

本決定は、民事執行法75条1項が、買受けの申出をした後の損傷について自己の責めに帰することはできない事情により損傷が生じたことをその適用の要件としていることに照らすと、同項を買受けの申出をする前に不動産が損傷した場合に類推適用するにあたっては、買受人が買受けの申出をする前に損傷の存在を知らなかったことについて自己の責めに帰ることができない事情がある場合、すなわち、買受人が買受申出前に損傷の存在を知り得なかった場合に限るのが相当であるとしたうえで、本件では、評価書において、競売目的建物内において事故死があった旨、評価額の算定にあたって事故死があったことを考慮して10パーセントを控除した旨の記載がされていれば、不動産の損傷、すなわち、同建物の交換価値を著しく損なう事実が存在することを知り得たというべきであるとした。

(6) 東京高判平成22年1月20日 判例時報2072号17頁

平成20年(ネ)第5104号 損害賠償請求控訴事件 一部変更、一部控訴棄却(上告・上告受理申立)

大学と市が小型風力発電機を市内の小中学校に設置する事業の調査業務に関する委託契約を締結し、大学の調査結果(報告書)に基づき市が風力発電機を購入・設置したが、売電を前提とした予測発電量が達成できず、市が環境省から交付金1億8500万円の交付決定を取り消され、返還を余儀なくされたこと等により、市が大学らに対して債務不履行や不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、大学は事業が売電を含むものであることを認識していたのに、市の風力発電機導入のための調査、計画の具体化のために指導、助言すべき義務を怠り、また、風力発電の専門家等としての知識に基づき風力発電機の自家消費電力量を把握し、これを考慮する必要があることを説明すべき義務を怠ったなどとして大学の債務不履行責任ないし不法行為責任を認定したが、事業の計画、調査、実施の各段階における市の過失が大学に比べて格段に重いとし、市の過失を7割とする過失相殺をし、原判決(東京地裁平成20年9月29日判決・判例時報2021号45頁)を一部変更し、市の請求を一部認容した事例。

(7) 東京地判平成20年4月22日 判例タイムズ1286号178頁

平成18年(フ)第25832号 損害賠償等請求事件、平成19年(フ)第2665号反訴(損害賠償)請求事件(一部認容・控訴)

音楽市場調査等を業とする株式会社Xが、ジャーナリストYに対し、訴外Aの発行する月刊誌の記事に発言を引用する形で掲載されたYのコメント(「オリコンの数字はオリコン自身又はレコード会社によってある程度操作が可能である」等のコメント)により、その名誉及び信用を毀損されたとして、不法行為に基づき5000万円の支払等を求めた事案において、本判決は、Yが、本件記事の編集者が作成した本件コメントの原案に自ら修正及び編集を加えた上、本件コメントの内容について編集者との間で若干の意見交換をした事実が認められるから、Yは本件コメントが本件記事に掲載されることに同意していたものと認められるとして、Yが本件記事に関する取材に応じたことと本件コメントが本件記事に掲載されそれによりXの社会的評価を低下させたこととの間には相当因果関係があると判示し、Yに対し100万円の支払いを命じた。

(8) 東京地判八王子支部平成20年5月29日 判例タイムズ1286号244頁

平成18年(フ)第2354号 損害賠償等請求事件(一部認容・確定)

自閉症児である原告児童及びその保護者が、担任教諭による同児童を叱責の上体育館の倉庫内に閉じこめられた行為により、同児童が倉庫内の窓から転落して傷害を負ったとして、担任教諭の当該行為等につき、故意若しくは過失が認められるとして、担任教諭や市などに対し損害賠償等の請求をした事案について、本判決は、担任教諭による閉じこめ行為について、同児童が倉庫の窓から地面に転落した事実を認定した上で、特別支援学級の担任教諭は、障害を持つ児童一人一人の行動的特質に対し日頃から注意し、自ら危険行為に出るおそれのある児童については、かかる結果の発生を回避すべく十分な指導や配慮をすべき義務があるとし、担当教諭は、本件事故当時、特別支援学級の担任となってから5年弱の経験を積み、その間、研修を受けるなどしてきたのであるから、同児童に自閉症児の特徴である危険認知能力や判断能力が乏しい面があることを認識していたといえ、担当教諭には、閉じこめ行為により同児童に不安や混乱が生じて同児童が倉庫から脱出するために窓から外に出ることは、十分予見可能であったと判断して、担当教諭の過失を認定し、国賠法1条1項に基づく

損害賠償請求を肯定し、市に対し400万円の支払いを命じた。

(9) 東京地判平成20年12月5日 判例タイムズ1303号158頁  
平成19年(ワ)第12956号 地位確認等請求事件(一部認容・控訴)

本件は、Y学校法人設置の大学で教授を務めていたXが、Yの許可を得ないで、同時通訳業、語学講座の経営等を行い、また、海外で同時通訳を実施するために講義を休講、代講としたことがあったため、Yが、就業規則で懲戒事由に定める無許可兼業、職務専念義務違反に該当する等として懲戒解雇をしたところ、Xが解雇権の濫用等を主張し、労働契約上の地位確認、解雇後の賃金、慰謝料の支払いを求めた事案である。本判決は、労働時間外に実施された語学講座の経営や同時通訳業のうち授業等の労務提供に支障を生じさせていないものは無許可兼業に該当せず、同時通訳実施のための休講、代講も、これらの回数や実施した同時通訳がいずれも政府機関等の国際会議であること等の事情からすると、無許可兼業、職務専念義務違反に該当しないとし、Yがこれまで同時通訳業を営んでいることや、休講、代講の回数が少なくないことを把握していなかったこと等の経過からすると、これらが懲戒事由に該当するとしても本件懲戒は解雇権を濫用したものであり無効で不法行為に当たるとし、Xの請求を認容した。

#### 【商事法】

(10) 名古屋高判平成21年7月23日 金法1899号102頁  
平成21年(ホ)第390号 預金払戻請求控訴事件

Y銀行に普通預金口座を有し、預金債権を有していたXが何者かに預金通帳を窃取され、無権限者に預金の払戻しがなされたと主張して、Y銀行に対して、預金契約に基づき、払い戻された預金額相当の支払を求めた事案。

本件では、偽造印による預金払戻しについて免責約款による銀行の免責の成否が問題となったところ、本判決は、届出印影と本件払戻請求書の各印影相互の相違は、印影照合事務に習熟した者が相当の注意力をもってすれば平面照合により容易に確認することができるので、本件払戻請求書の各印影を届出印によるものと判断した銀行の照合事務担当者には過失があるというべきであり、本件預金払戻しは債権の準占有者への弁済として有効とはいえないとして、銀行の免責を否定した。

(11) 東京地判平成21年12月4日 判例時報2072号54頁  
平成18年(ワ)第23958号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)(ジェイコム株式誤発注事件第1審判決)

証券会社が、売り注文の価格と株数を誤って反対にして発注し、東京証券取引所の市場システムにおいて受け付けられた後、当該売り注文を取り消す注文を発したものの、システムに不具合があったことから取消注文の結果が実現しないまま、発行済み株式数を大幅に超過した数の株式取引が約定し、証券会社に売却損等の損失が生じたことに関して、証券会社が証券取引所に対し債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、故意又は重過失が認められる場合を除き賠償の責めに任じない旨定めた取引参加者規定の適用があるが、取消処理が実現されない不具合は解消可能であり証券取引所の債務履行は不完全である、異常注文ないし誤注文の基準を大きく超えた価格及び数量からして業務規程に基づく売買停止が午前9時35分までには可能であった、著しい注意欠如の状態にあったのであり、市場システムの提供について重過失があった、したがって、証券取引所は売買停止可能時以後に約定した株式に係る損害について賠償責任を負うが、他方証券会社の過失も重大で、結果として、証券会社3割、証券取引所7割の過失割合を認定し、証券会社の請求を一部認容した事例。

#### 【知的財産】

(12) 知財高判平成21年1月28日 判例タイムズ1303号277頁  
平成20年(ホ)第10070号 損害賠償請求控訴事件(取消、自判・確定)

本件で、Xは、Y1所有の特許権(名称「石風呂装置」)について専用実施権設定契約を締結し、Y1に対し契約金を支払ったが、その後、本件特許を無効とする審決がされ確定したため、Xは、Y1及び同人経営のY2社に対し、Yらが共謀の上本件特許に無効原因があることを知りながらこれをXに告げず、又、同特許に係る発明を実施したものではない石風呂装置を同特許に係る発明を実施したものであると誤った説明をしてXに誤信させ本件契約を締結させた等として(1)不法行為(2)債務不履行(3)本件契約の錯誤無効を主張して既払契約の返還等を請求した。原審は(1)(2)をいずれも排斥し(3)の錯誤無効の主張を認めるところ、本判決は、契約当事者は取引通念として契約締結の際に契約内容である特許権がどのようなものであるか検討することが必要不可欠であり、技術的範囲の広狭及び無効の可能性については特許公報等を調査、検討することが必要となるが、X自ら分析、評価することが困難であっても専門家の意見を求める等により適宜評価することは可能であり、Xに本件契約の対象たる特許権に係る発明の技術的範囲についての認識の誤りがあったからといって要素の錯誤には該当せず、仮に何らかの誤認があったとしてもそれはXに重過失があるなどとし、Xの各請求を排斥した。

(13) 知財高決平成21年8月20日 判例時報2071号100頁  
平成20年(行ケ)第10432号 審決取消請求事件(認容・確定)

本件審決は、本件補正が自動装着機の発明についての旧請求項5を同じく自動装着機についての新請求項5及び6とするものを前提としているのに対して、原告は、新請求項6は、旧請求項5を補正したものではなく、旧請求項7を補正したものであると主張して、ここに本件補正についてのとらえ方の相違がある。

そうすると、仮に、本件補正に係る新請求項6が、原告の主張するとおり、旧請求項7を補正したものであれば、旧請求項7と新請求項6との対応関係を前提に、その補正が特許法17条の2第4項各号(本件では、原告が主張している同項2号)を充足するか否かを判断することが求められることになるから、本件補正を却下するに当たっても、これを前提として判断される必要があるところ、本件審決は、原告の主張するような請求項の対応関係を前提とする補正について判断を示していないことは明らかであるから、本件補正を却下した本件審決は、その前提を誤った違法なものであることになる。

(14) 知財高判平成22年4月27日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10296号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

原告は、本件特許発明の赤身魚類は、生身のものであり、色々な種類や条件によって異なるため、工業製品と同様なサポート要件を充たすことができず、先願主義下での出願であることも考慮すれば、本件特許発明は、明細書の発明の詳細な説明に発明の課題が解決できる程度の記載はされており、サポート要件を充たすと解すべき旨主張する。

しかし、本件特許発明の赤身魚類が生身のものであって、かつ、本件特許の出願が先願主義下での出願であることを前提としても、ガスの充填工程で用いる炭酸ガスと酸素ガスの比率や、低温処理工程での温度と時間は、実験を行うに際して必然的に特定の数値に設定するものであり、かつ、その数値を明細書に記載すること自体に技術的困難性は全くない。

そして、これらの実際の数値を開示した実施例の記載のない明細書は、技術文献としての客観性を欠き、これに接した当業者は、特許請求の範囲に記載された発明が課題を解決できるものとは認識できないというべきである。

(15) 知財高判平成22年5月27日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10361号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

審決は、本願発明において、擬似油汚れを被評価物の表面に滴下した後、乾燥工程を経由することなく、水を被評価物の表面に滴下しているのに対して、引用刊行物A記載の発明においては、流水を滴下した後、乾燥工程を経由している点で相違するが、同相違点は、引用刊行物Cに、乾燥することなく直ちに水洗して試料の汚れの付着の影響を評価する技術事項が記載されているから、本願発明に到達することができる旨の判断をする。

しかしながら、本願発明は、耐油汚れにおける評価試験において、信頼性・実用性が担保される範囲内で、できる限り時間、労力、価格を抑えることを目的として、乾燥工程を省くことで、手順を簡略化しようとする発明である。

本願発明は、決して複雑なものではなく、むしろ平易な構成からなる。したがって、耐油汚れに対する安価な評価方法を得ようという目的(解決課題)を設定した場合、その解決手段として本願発明の構成を採用することは、一見すると容易であると考え余地が生じる。本願発明のような平易な構成からなる発明では、判断をする者によって、評価が分かれる可能性が高いといえる。このような論点について結論を導く場合には、主観や直感に基づいた判断を回避し、予測可能性を高めることが、特に、要請される。その手法としては、当該発明と出願前公知の文献に記載された発明等とを対比し、公知発明と相違する本願発明の構成が、当該発明の課題解決及び解決方法の技術的観点から、どのような意義を有するかを分析検討し、他の出願前公知文献に記載された技術を補うことによって、相違する本願発明の構成を得て、本願発明に到達することができるための論理プロセスを的確に行うことが要請されるのであって、そのような判断過程に基づいた説明が尽くせない限り、特許法29条2項の要件を充足したとの結論を導くことは許されない。

本件において、審決は、本願発明と、解決課題及び解決手段の技術的な意味を異にする引用刊行物A記載の発明に、同様の前提に立った引用刊行物C記載の事項を組み合わせると本願発明の相違点に係る構成に到達することが、何故可能であるかについての説明をすることなく、この点を肯定したが、同判断は、結局のところ、主観的な観点から結論を導いたものと評価せざるを得ない。

(16) 知財高判平成22年6月17日 裁判所HP

平成21年(ネ)第10050号 著作権侵害差止等請求控訴事件(原審東京地方裁判所平成20年

(ワ)第11220号)

映画の著作物の著作権を有すると主張する被控訴人(1審原告)が、控訴人(1審被告)に対し、被告が同映画を複製したDVD商品を海外において作成し、輸入・販売しており、被告の同輸入行為は原告の著作権(複製権)を侵害する行為とみなされる(著作権法113条1項1号)として、著作権法112条1項及び2項に基づき同DVD商品の製造等の差止等を求めたところ、原審が、被告による著作権侵害行為を認定した上で、差止等の請求を全部認容し、損害賠償請求につき108万円及びその遅延損害金部分を認容したことに対して被告が控訴した事案。

本件各映画の著作物については、監督を務めた者が作者の一人であり、その後当該監督の著作権は映画会社に譲渡されたと認められ、その著作権の存続期間は満了していないから、原告の著作権に基づく差止等の請求は理由があるが、旧著作権法における映画の著作物の著作物については、原則として自然人が作者になるのか、例外なく自然人しか作者になり得ないのか、映画を制作した法人が作者になり得るのか、どのような要件があれば法人も著作物になり得るのかをめぐっては、旧著作権法時代のみならず、現在でも学説が分かれており、これについて適切な判例や指導的な裁判例もない状況であるので、被告がその著作権の存続期間が満了したものと考えた点に過失はなく、損害賠償責任を負わないから原告の損害賠償請求は理由がないと判断し、原判決の損害賠償を求める請求を一部認容した部分を取り消した。

(17) 東京地判平成22年5月28日 裁判所HP

平成21年(ワ)第12854号 著作権損害賠償請求事件

月刊誌に記事を連載していた原告が、同記事の一部を被告が自己のホームページ上に無断で転載(一部は改変の上、転載)したことによって財産的損害及び精神的損害を受けたとして、被告に対し、不法行為(1著作権〔複製権、公衆送信権〕侵害、2著作者人格権〔氏名表示権、同一性保持権〕侵害、3プライバシー侵害、4名誉毀損)による損害賠償請求(一部請求)として、損害金の支払を求めた事案。

被告は、本件記事を被告ホームページに掲載するに当たり、本件記事の執筆者(著作者)の変名(ニックネーム)として、原告に無断で「子パンダ」と表示しているところ、著作者は、その著作物の公衆への提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有するのであるから(著作権法19条1項)、被告による行為は、原告の氏名表示権を侵害するものであり、また、本件記事において、リード文は本文の導入としての役割を担っており、両者が一体となって、原告の思想又は感情を創作的に表現した一つの著作物となっているものと認められるが、被告は、本件転載の際、これを分断し、リード文を削除して、本文のみを被告ホームページに掲載したことは、原告の意に反するものであるから(原告本人)、原告が本件記事について有する同一性保持権(著作権法20条1項)を侵害するものと認められると判断し、41万6000円の損害金を容認し、その余は棄却

した。

【民事手続】

(18) 最二判平成22年6月4日 最高裁HP

平成21年(受)第284号 自動車引渡請求事件(破棄自判)

自動車売買代金の立替払をして立替金等の支払を受けるまで自動車の所有権を留保する者Xは、購入者Yに係る再生手続開始の時点で当該自動車につき自己を所有者とする登録がされていない限り、上記所有権を別除権として行使することは許されない。

(理由)

販売会社Aと立替払いをしたX、購入者Yの三者契約は、Aにおいて留保していた所有権が代位によりXに移転することを確認したのではなく、Xが、立替金等債権を担保するために、販売会社から自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、Xが別除権として行使し得るのは、立替金等債権を担保するために留保された所有権であるとして解すべきである。すなわち、Xは、本件三者契約により、Yに対して残代金相当額にとどまらず手数料額をも含む立替金等債権を取得するところ、同契約においては、立替金等債務が完済されるまで自動車の所有権がXに留保されることや、Yが立替金等債務につき期限の利益を失い、自動車をXに引き渡したときは、Xは、その評価額をもって、立替金等債務に充当することが合意されているのであって、XがAから移転を受けて留保する所有権が、立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである。立替払の結果、Aが留保していた所有権が代位によりXに移転するというのみでは、残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。

そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであって(民事再生法45条参照)、本件自動車につき、再生手続開始の時点でXを所有者とする登録がされていない限り、Aを所有者とする登録がされていても、Xが、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。

(19) 最三判平成22年5月25日 最高裁HP

平成21年(オ)第1727号 損害賠償請求事件(破棄自判)

1. 労働審判に対し適法な異議の申立てがあったため訴訟に移行した場合において、労働審判官として労働審判に関与した裁判官が本件の第1審判決をしたことに違法はないとされた事例。

(理由)

民訴法23条1項6号にいう「前審の裁判」とは、当該事件の直接又は間接の下級審の裁判を指すと解すべきであるから(最高裁昭和28年(オ)第801号同30年3月29日第三小法廷判決・民集9巻3号395頁、最高裁昭和34年(オ)第59号同36年4月7日第二小法廷判決・民集15巻4号706頁参照)、労働審判に対し適法な異議の申立てがあったため訴えの提起があったものとみなされて訴訟に移行した場合(労働審判法22条参照)において、当該労働審判が「前審の裁判」に当たるとすることはできない(なお、当該労働審判が同号にいう「仲裁判断」に当たらないことは明らかである。)

2. 統括事業部長を兼務する取締役の地位にある従業員Xに対して会社がした普通解雇が、Xに対する不法行為を構成するとはいえないとされた事例

(理由)

Xは、入社直後から営業部の次長ないし部長という幹部従業員であり、その後は統括事業部長を兼務する取締役という地位にあつたにもかかわらず、その勤務態度は、従業員からだけでなく、取引先からも苦情が寄せられるほどであり、これはXの飲酒癖に起因するものであつたと認められるところ、Xは、社長から注意されても飲酒を控えることがなかった。上記事実関係の下では、解雇の時点において、幹部従業員であるXにみられた欠勤を含むこれらの勤務態度の問題点は、会社の正常な職場機能、秩序を乱す程度のものであり、Xが自ら勤務態度を改める見込みも乏しかったとみるのが相当であるから、Xに就業規則に定める解雇事由に該当する事情があることは明らかであった。そうすると、会社がXに対し、欠勤を契機として解雇をしたことはやむを得なかったものというべきであり、懲戒処分などの解雇以外の方法を探ることなくされたとしても、解雇が著しく相当性を欠き、Xに対する不法行為を構成するものということとはできない。

(20) 東京高決平成21年10月5日 金法1897号94頁

平成21年(ラ)第316号 仮登記上の条件付所有権差押命令取消決定に対する執行抗告事件

抗告人が、相手方が有する条件付所有権移転の仮登記上の権利の差押命令を得た後に、相手方からこの権利を譲り受けた申立外株式会社が仮登記に基づく本登記をしたことから、仮登記上の権利が消滅したとして職権により上記差押命令を取り消した原決定が維持された事例。

本決定は、差押による処分制限は第三者への所有権の移転、担保権の設定等の実体法上の処分を制限するものであって、仮登記に基づく本登記手続を制限するものではなく、仮登記上の権利の差押権者は、仮登記に基づく本登記を申請するについて、不動産登記法109条1項によってその承諾が必要とされる第三者には当たらない。また、条件付所有権移転の仮登記上の権利の内容は、その権利者が条件成就によって仮登記を本登記にすることにより、その順位において所有権を第三者に対抗することができるという地位にとどまるものであるため、上記仮登記上の権利は、民事執行法167条1項の「不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権」として執行の対象となるものであり、本登記がされた場合は、仮登記上の権利は消滅し、これに伴い、仮登記上の権利に対する差押の効力も当然に失われるとした。

(21) 大阪高判平成21年10月16日 金法1897号75頁

平成21年(ネ)第924号 求償債権等請求控訴事件

破産会社の取引先であるXが破産管財人Yに対し、従業員が破産会社に対して有する給料債権について立替払契約に基づく求償権を取得したとして、財団債権の申出をしたが、破産管財人Yがこれに異議を述べた事案において、Xが原債権を取得したとして原債権に基づく

請求をした事案である。

本判決は、第三者が破産手続開始前の使用人の給料を立替払した場合には、労働者保護の必要性という政策目的は既に達成されており、この場合に労働者でない第三者が弁済による代位によって取得した原債権をも財団債権として扱うことは、本来は総債権者のための共益費用という財団債権の性質を有しないにもかかわらず、政策的見地から財団債権とされた債権を、当該政策目的を超えて、総破産債権者らの負担において保護することに他ならない。また、原債権によって確保されるべき求償権が破産債権にすぎず、破産手続によらなければ行使できない権利である以上、求償権に対し附従性を有する原債権についても、求償権の限度でのみ効力を認めれば足りることとなるから、第三者が弁済による代位によって取得した原債権たる労働債権は財団債権ではなく、一般の破産債権として取り扱われるものと判示して、原債権は、破産手続によらずに行使することはできないとして、訴えを却下した。

(22) 東京高決平成21年12月16日 金法1897号88頁  
平成21年(ワ)第2126号 不動産引渡命令に対する執行抗告事件

賃借人が改正前の民法395条が規定するいわゆる短期賃貸借により抵当建物を占有・使用していたところ、平成16年4月1日の改正法施行後に開始された不動産競売開始決定を原因とする差押登記後に本件賃貸借の期間が満了し更新されたことから、当該更新を抵当権者に対抗できないこととなった事案において、賃借人に発令された引渡命令に対する執行抗告事件である。

本決定は、平成15年法律第134号の附則第5条によれば、本件賃貸借に対する本件抵当権の効力についてはなお従前の例によることとされるから、本件に明渡猶予制度を適用することはできず、原告人の主張は採用できないとして、本件抗告を棄却した。

(23) 大阪高判平成22年5月21日 金法1899号92頁  
平成21年(ホ)第2559号 前渡金返還請求控訴事件

X銀行が、再生債務者に対する前渡金返還請求権を民法501条に基づき代位取得したとして、再生管財人Yに対し、同請求権に基づき支払を求めた事案。

本件では、民事再生法上の共益債権を弁済により代位した者が再生手続によることなくこれを行わせることの可否が問題となった。

本判決は、民法501条からも、民事再生法の観点からも、債務者が求償権に存する手続上の制約をもって、代位弁済者の、双方未履行契約の解除に基づく原状回復請求権たる原債権の行使に対抗することができないとして、原債権たる本件請求権を民事再生手続によらずに行使できないとした訴えを却下した原判決を取り消して差し戻した。

#### 【刑事法】

(24) 最一決平成22年5月31日 最高裁HP  
平成19年(あ)第1634号 業務上過失致死傷被告事件(棄却)

花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が折り重なって転倒して死傷者が発生した事故について、雑踏警備に関して現場で警察官を指揮する立場にあった警察署地域官(A)と、現場で警備員を統括する立場にあった警備会社支社長(B)(明石市と契約関係にある)に業務上過失致死傷罪が成立するとした事例

兵庫県明石市で平成13年7月に開催された明石市民夏まつりで、当日午後7時45分ころから午後8時30分ころまでの間、公園で花火大会が実施され、遅くとも午後8時ころまでに歩道橋上の混雑状態が明石市職員らの自主警備では対処し得ない段階に達しており、そのころまでには、被告人兩名とも、直ちに機動隊の歩道橋への出動を要請して歩道橋内への流入規制等を実現しなければ、午後8時30分ころに予定される花火大会終了の前後から雑踏事故が発生することを、容易に予見し得たものと認められる。

そうすると、被告人Aは、午後8時ころの時点で、直ちに、機動隊の出動を要請することにより、歩道橋内への流入規制等を実現して雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったというべきであり、また、被告人Bは、午後8時ころの時点において、直ちに、明石市の担当者らに警察官の出動要請を進言し、又は自ら自主警備側を代表して警察官の出動を要請することにより、歩道橋内への流入規制等を実現して雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったというべきである。

しかしながら、被告人兩名ともに、雑踏事故はないものと轻信し、上記の各注意義務を怠って結果を回避する措置を講じることなく漫然放置し、本件事故を発生させて多数の参集者に死傷の結果を生じさせた被告人兩名には、いずれも業務上過失致死傷罪が成立する。

(25) 最一決平成22年5月31日 最高裁HP  
平成19年(あ)第1462号 証券取引法違反被告事件(棄却)

虚偽記載半期報告書提出罪及び虚偽記載有価証券報告書提出罪について、当該会社と会計監査契約を締結していた監査法人に所属する公認会計士に会社代表取締役らとの各共同正犯の成立を認めた原判断が是認された事例。

(事案)  
株式会社Aの代表取締役Bは、Aから資金60億円を借り受けて、仕手筋からA株を買い取ったが、Bは、決済資力がないにもかかわらず合計60億円のパーソナルチェック(本件パーソナルチェック)を振り出しAに差し入れ、返済したとした。

そして、中間監査にあたり、Bは、知人Cとの間で、AがCの経営するDに本件パーソナルチェックを預けて運用を任せられた形を仮装する。AとDの間の仮装の消費寄託契約を締結し、これらをもとにしたAの半期報告書が作成された。

さらに、Bは、期末決算にあたって60億円を運用できなかったため、Cの経営するE社の株を、実際はBが買い取ったものであるが、書類上Aが60億円で買い取って本件パーソナルチェックで支払った形にし、これをもとにしたAの有価証券報告書が関東財務局長に提出された。

Bについて有価証券報告書の同株式の取得価額の記載も、重要な事項につき虚偽の記載をしたものと認められる。

そして、この事案について、公認会計士でありAの監査責任者であった被告人の共同正犯の成否が問題となった。

(判断)

被告人は、仕手筋からA株を買い取ることについて当時の代表取締役であるBから相談を受けていたところ、BがAから借り受けた60億円をA株200万株の買取り資金に充てたこと、Bには60億円を現実に調達する能力がなく、本件パーソナルチェックが無価値のものであること、消費寄託契約がAからDに60億円を預託した形を仮装するものにすぎないこと、E株式は、Bの資金を用いて買収されたものであって、本件パーソナルチェックを対価として買収されたものではないこと等を認識していたほか、Aから出金された上記60億円に関する会計処理等については、Bらに対して助言や了承を与えてきたものであって、虚偽記載を是正できる立場にあったのに、自己の認識を監査意見に反映させることなく、本件半期報告書の中間財務諸表及び本件有価証券報告書の財務諸表に、それぞれ有用意見及び適正意見を付すなどしたというのである。このような事実関係からすれば、被告人は、虚偽記載のある本件半期報告書及び本件有価証券報告書をBが提出することを認識するとともに、このことについてB及びCと共謀したとして、被告人に虚偽記載半期報告書提出罪及び虚偽記載有価証券報告書提出罪の各共同正犯が成立する。

(26) 東京高判平成20年9月17日 判例タイムズ1286号345頁

平成20年(う)第944号 業務上過失致死被告事件(控訴棄却・確定)

被告人が、自動車を発進させるにあたり、必要な注意義務を怠り、自車右前方に立っていたA(当時1歳)を自車車底部に巻き込むなどして同人を死亡させたとして起訴された案件において、原判決は、衝突の直前にAが検察官主張の位置にいたとの事実が認められず、本件では結果回避可能性が認められないとして、被告人を無罪とした。

本判決は、原判決を是認して控訴を棄却したものであるが、検察官が控訴趣意の基礎とした鑑定書の作成者である工学博士の証人尋問請求を却下したことについて、原審検察官の訴訟活動に対し、第1回公判期日において、甲号証が全て同意されて取り調べられたにもかかわらず、原審検察官は、Aのどこがれき過されたのか、脳挫傷の原因は何かという本件において重要な事実についての弁護人からの求釈明に答えることができなかったのであり、そもそも起訴事実の検討が不十分であったと評価したうえで、刑訴法382条の2第1項の「やむを得ない事由」が認められないとした。

(27) 東京高裁判平成21年10月20日 高裁HP

平成21年(う)第1334号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(棄却)

1. 店舗に回胴式遊技機(パチスロ機)を設置し従業員十数名を用いて常習賭博を行っていた経営者の行為につき、その賭博行為による利益がいったん経営者のもとに集約された後、団体構成員である従業員らに配分されていたという事情の下では、その利益は、民事法上は経営者に帰属するとみることができるとしても、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項にいう「団体に帰属するもの」として、同条1項1号が適用される。  
2. 財産上不正な利益を得る目的で行う回胴式遊技機による常習賭博においてあらかじめ賭客から取得した賭金は、賭客に支払った勝ち金を控除することなく、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律13条1項1号、16条1項本文により、その全額を没収・追徴することができる。

(28) 東京地判平成20年9月17日 判例タイムズ1286号331頁

平成19年特(わ)第2409号 証券取引法違反被告事件(有罪・控訴)

被告人が、自らが実質的経営者を務める会社において、その親会社である上場企業の株価上昇を図る目的で、当時実現の見込みがなかったIP携帯電話の定額料金サービスを開始すると虚偽の事実を内容とするニュースリリース等を行い、親会社の株価を不正につり上げた事案において、本判決は、風説の流布の罪の成立を認め、「犯罪行為により得た財産」として旧証券取引法198条の2による必要的没収・追徴の対象となる株式の売却代金の範囲を、風説の流布と因果関係が認められる株式の売却代金全額であるとした上で、同条1項ただし書を適用して、その株式の買付代金相当額を控除した売買差益相当額に限って没収、追徴するのが相当であるとした。

【公法】

(29) 最一判平成22年6月3日 最高裁HP

平成21年(受)第1338号 損害賠償請求事件(破棄差戻し)

違法な固定資産税の賦課決定によって損害を被った納税者は、地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び公法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得る。

(理由)

地方税法は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税等の納税者は、同委員会に対する審査の申出及びその決定に対する取消しの訴えによってのみ争うことができる旨を規定するが、同規定は、固定資産課税台帳に登録された価格自体の修正を求める手続に関するものであって(435条1項参照)、当該価格の決定が公務員の職務上の法的義務に違背してされた場合における国家賠償責任を否定する根拠となるものではない。原審は、国家賠償法に基づいて固定資産税等の過納金相当額に係る損害賠償請求を許容することは課税処分が公定力を実質的に否定することになり妥当ではないともいうが、行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求をするについては、あらかじめ当該行政処分について取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではない(最高裁昭和35年(オ)第248号同36年4月21日第二小法廷判決・民集15巻4号850頁参照)。このことは、当該行政処分が金銭を納付させることを直接の目的としており、その違法を理由とする国家賠償請求を認容したとすれば、結果的に当該行政処分を取り消した場合と同様の経済的効果が得られるという場合であっても異なるというべきである。そして、他に、違法な固定資産の価格の決定等によって損害を受けた納税者が国家賠償請求を行うことを否定する根拠となる規定等は見いだし難い。

(30) 東京地判平成21年7月28日 判例タイムズ1303号81頁

平成19年(ワ)第2795号 受信料請求事件(甲事件)、平成19年(ワ)第13179号(乙事件)

(認容・控訴)

本件は、原告(NHK)が被告らに対し、放送受信契約に基づき放送受信料等の支払を求めた事案である。本判決は、受信機を設置した者に対し受信契約の締結及び放送受信料の支払

義務等を認める放送法32条及び受信機を廃止しない限り受信契約の解約を禁止する放送受信規約9条について、被告らは自由な意思に基づいて受信契約を締結したものであること等の理由から憲法19条(思想良心の自由)に違反しないとし、民放のテレビ番組の視聴を妨げ又は原告のテレビ番組の視聴を強制するものではないから憲法21条1項(表現の自由)及び自由権規約19条1項(知る自由)に違反しないとし、同様の理由により憲法13条後段(自己決定権)にも違反しないとした。また、原告が負担する「豊かで良い放送を行う義務」(放送法7条)は、被告ら個人に対する義務ではないので、同義務は被告らが負担する放送受信料支払義務とは牽連関係がなく、従って、原告が上記義務を誠実に履行していないので放送受信料支払義務の履行を拒絶できるという被告らの主張は理由がないとし、原告の請求を認容した。

(31) 東京地判平成21年9月25日 判例時報2070号72頁  
平成19年(ワ)第26323号 同21年(ワ)1063号 一部認容、一部棄却(控訴)

本件は税理士であるYが亡Aの共同相続人であるXらから相続税の申告事務を受任し、税務署に申告書を提出したところ、1、相続財産である土地を0円と評価して計上した2、相続財産である借地権を相続財産として計上しなかった3、税理士費用等を債務として計上したという3点の不備を指摘され、Xらが過少申告加算税及び延滞税の納付を余儀なくされたと主張してYに対し債務不履行に基づき損害賠償を求めた。Yはこれらの問題点を含んだまま申告書を提出してもらいたいとXらから依頼されたとして反論したが、本判決は1の問題点に関し、Yの行為は適正に相続財産を評価すべき注意義務に違反する行為であり、2の問題点に関し、建物を相続財産として計上しておきながらその敷地の借地権を相続財産として計上しなかったYの行為は適正に相続財産を評価すべき注意義務に違反する行為であり、3の問題点に関し、相続税法で相続財産の価額から控除できる債務として列挙されていない費用を債務として計上したYの行為は、法令解釈を適正に行って相続財産を評価する注意義務に違反する行為であるとしてYの債務不履行責任を肯定し、過少申告加算税相当額、延滞税相当額、弁護士費用の賠償を命じた。

#### 【社会法】

(32) 東京高決平成21年11月16日 金法1897号90頁  
平成21年(ラ)第2018号 債権差押及び転付命令に対する執行抗告事件

債権者らが、債務者に対して有する、雇用契約に基づく各退職金支払請求権を被担保債権とする雇用関係の一般先取特権に基づき、債務者の第三債務者に対する預金債権の差押・転付命令を申し立て、原審が同命令を発した事案について、債務者が執行抗告した事案。本件では、債権者らが提出した文書(営業休止の連絡文書、従業員説明会の様子を撮影したビデオの反訳書、抗告人代表者が従業員に対し交付した本来であれば退職後1ヶ月で退職金を支払わなければならないことは了解している旨の書面、抗告人の民事再生手続開始申立書、再生計画案等)で抗告人の退職の事実を立証できるか否かが問題となったが、本判決は、債権者らが提出した文書によれば、抗告人が、従業員らに対し会社都合による労働契約解除の意思表示をしたこと、その結果、解雇の効力が生じ、会社都合の場合の各退職金支払請求権が発生したことを認めるとともに、解雇の意思表示の撤回につき債権者が同意したことはないとして、本件抗告を棄却した。

#### 【紹介済み判例】

名古屋高判金沢支部平成20年6月16日 判例タイムズ1303号141頁  
平成19年(行コ)第17号 消費税決定処分等取消請求控訴事件(取消、自判・上告受理申立)  
→法務速報99号33番で紹介済み

最一判平成20年11月27日 判例タイムズ1286号96頁  
平成19年(行ヒ)第215号 損害賠償代位請求、損害賠償請求を求める請求事件(破棄自判)  
→法務速報92号22番で紹介済み

福岡高裁平成21年2月6日 判例タイムズ1303号205頁  
平成19年(ネ)第576号 損害賠償請求控訴事件(取消、自判・上告受理申立)  
→法務速報103号3番で紹介済み

福岡地決久留米支部平成21年3月27日 判例タイムズ1303号302頁  
平成20年(ヨ)第23号 事務所使用禁止等仮処分命令申立事件(一部認容・即時抗告、異議)  
→法務速報105号35番で紹介済み

最三判平成21年4月14日 判例タイムズ1303号95頁  
平成19年(あ)第1785号 強制わいせつ被告事件(破棄自判)  
→法務速報96号24番で紹介済み

東京高決平成21年6月23日 判例タイムズ1303号90頁  
平成20年(ク)第94号 再審請求棄却決定に対する即時抗告申立事件(取消、自判・確定)  
→法務速報105号25番で紹介済み

最三決平成21年6月30日 判例時報2072号152頁  
平成19年(あ)第1580号 住居侵入、強盗致傷被告事件(上告棄却)  
→法務速報101号24番で紹介済み

最三決平成21年6月30日 判例タイムズ1303号93頁  
平成21年(許)第9号 特別抗告却下決定に対する許可抗告事件(破棄)  
→法務速報99号16番で紹介済み

最一決平成21年7月14日 金法1898号107頁  
平成19年(あ)第2355号 強制執行妨害、電磁的公正証書原本不実記録、同供用被告事件  
→法務速報99号25番で紹介済み

最二決平成21年9月15日 判例時報2070号160頁



平成19年(あ)1352号 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反, 関税法違反被告事件 上告棄却

→法務速報102号24番で紹介済み

知財高判平成21年11月19日 判例時報2072号129頁

平成21年(行ケ)第10148号 審決取消請求事件(認容 確定)

→法務速報104号19番で紹介済み

最一判平成21年12月3日 判例時報2070号45頁

平成20年(行ヒ)第43号 法人税更正処分取消等請求事件(一部破棄自判, 一部上告却下)

→法務速報104号33番で紹介済み

最二判平成21年12月7日 判例時報2072号155頁

平成19年(あ)第818号 証券取引法違反被告事件(破棄差戻(日債銀粉飾決算上告審判決))

→法務速報104号39番で紹介済み

最一決平成21年12月8日 判例時報2070号156頁

平成20年(あ)第1718号 殺人, 殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報105号23番で紹介済み

最一判平成21年12月10日 判例時報2071号45頁

平成20年(受)第284号 教育債務履行等請求事件(破棄自判)

→法務速報104号4番で紹介済み

最二判平成21年12月18日 判例時報2072号14頁

平成21年(受)第629号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報105号11番で紹介済み

最二判平成21年12月18日 金法1899号88頁

平成21年(受)第629号 損害賠償請求事件

→法務速報105号11番で紹介済み

最三判平成22年1月19日 判例時報2070号51頁

平成21年(受)第96号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

→法務速報105号26番で紹介済み

最三判平成22年1月19日 金法1898号104頁

平成21年(受)第96号 不当利得返還請求事件

→法務速報105号26番で紹介済み

最大判平成22年1月20日 判例時報2070号21頁

平成19年(行ツ)第260号 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件(破棄差戻)

→法務速報105号27番で紹介済み

最大判平成22年1月20日 判例時報2070号41頁

平成19年(行ツ)第334号 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件(上告棄却)

→法務速報105号28番で紹介済み

最三判平成22年1月26日 判例時報2070号54頁

平成20年(受)第2029号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報106号2番で紹介済み

最二判平成22年1月29日 判例時報2071号38頁

平成19年(受)第2065号 連帯保証債務履行請求事件(破棄自判)

→法務速報106号4番で紹介済み

---

## 2. 平成22(2010)年6月23日までに成立した, もしくは公布された法律

---

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

・衆法 174 19

PTA・青少年教育団体共済法

・・・PTA及び青少年教育団体が主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を定めた法律

・衆法 174 26

口蹄疫対策特別措置法

・・・口蹄疫のまん延を防止するための措置, 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等, 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等を定めた法律

・参法 174 6

母体保護法の一部を改正する法律

・・・都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限を五年延長することを定めた法律

・参法 174 9

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法

・戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金の支給措置や、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定等を定めた法律

・閣法 173 12

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法  
・我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置等を定めた法律

・閣法 174 16

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律  
・排他的経済水域等の保全・利用の活動拠点である離島における拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置等を定めた法律

・閣法 174 21

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

・独立行政法人について、その財務基盤の適正化等のため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付の義務付け等について定めた法律

・閣法 174 28

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律

・国民健康保険の財政基盤の強化、全国健康保険協会管掌健康保険に係る国庫補助率の見直し、後期高齢者医療の保険料に係る負担軽減等の措置等を定めた法律

・閣法 174 29

児童扶養手当法の一部を改正する法律

・母と生計を同じくしない児童を監護し、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給すること等を定めた法律

・閣法 174 30

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律

・エネルギー環境適合製品の開発及び製造事業の実施に必要な資金の調達円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置等を定めた法律

・閣法 174 31

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構につき、金属鉱物の採掘権等の買収に係る出資業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等を定めた法律

---

### 3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

渡辺晋/布施明正 大成出版社 759頁 7560円  
不動産取引における瑕疵担保責任と説明義務 売主、賃貸人および仲介業者の責任

池田真朗 弘文堂 480頁 7140円  
債権譲渡と電子化・国際化 債権譲渡の研究 第4巻

別冊商事法務編集部編 商事法務 218頁 3255円  
別冊商事法務 NO. 344 上場会社の新しいコーポレート・ガバナンス

宍戸善一/柳川範之/大崎貞和 日本経済新聞出版社 238頁 2310円  
公開会社法を問う・・・★

黒木正人 三協法規出版 200頁 2520円  
債権保全と回収の実務 金融円滑化の考え方と対応

勝田一男 中央経済社 229頁 2940円  
非公開会社の増資・減資の登記実務

---

### 4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

---

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

甲斐克則 成文堂 205頁 2940円  
医事刑法研究第4巻 生殖医療と刑法・・・★

古野豊秋 尚学社 246頁 5775円  
憲法における家族 親の人権と子どもの人権

安藤高行 法律文化社 304頁 5670円  
人権判例の新展開

佐藤宏美 有信堂 242頁 7350円  
違法な命令の実行と国際刑事責任

東京弁護士会 弁護士研修センター運営委員会編 ぎょうせい 340頁 3800円  
弁護士専門研修講座 労働法の知識と実務

毛利勝利/連合総合生活開発研究所編著 中央経済社 225頁 2940円  
企業組織再編における労働者保護 企業買収・企業グループ再編と労使関係システム

---

## 5. 発刊書籍の解説

---

- ・公開会社法を問う  
公開会社法案の中で、論争を巻き起こしそうないくつかの重要分野について、経済学・資本市場・会社法学の各専門家たちが鼎談し、分析している。  
分析を通じ、現代社会の状態、立法にあたってのバランスなどを踏まえて、理想の公開会社法の在り方を論説している。
- ・医事刑法研究第4巻 生殖医療と刑法  
医療技術・研究の進歩とともに激しく変化し続けてきた生殖医療にまつわる刑法学について、著者の20年来の研究成果がまとめられている。  
クローン規制を除いて、生殖医療についての法整備がなされていない点に鑑み、生殖医療基本法ないし生命倫理基本法の立法の必要性を説いている。  
また、日本だけでなく、ドイツやイギリスにおける生殖医療の議論についても解説されている。

☆配信停止をご希望の方へ  
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて  
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---